

秋田県警察本部訓令第14号

秋田県少年警察活動要綱を次のように定める。

令和4年7月1日

秋田県警察本部長 警視長 森 田 正 敏

秋田県少年警察活動要綱

秋田県少年警察活動要綱（平成19年秋田県警察本部訓令第23号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条―第4条）

第2節 幹部の職務（第5条―第8条）

第3節 早期発見及び報告（第9条・第10条）

第2章 一般的活動

第1節 街頭補導（第11条・第12条）

第2節 少年相談（第13条・第14条）

第3節 継続補導（第15条・第16条）

第4節 少年の規範意識の向上等に資する活動（第17条・第18条）

第5節 情報発信（第19条―第21条）

第6節 有害環境の排除等（第22条）

第3章 非行少年等についての活動

第1節 非行少年に関する通則（第23条―第34条）

第2節 犯罪少年事件の捜査（第35条―第43条）

第3節 触法調査（第44条―第62条）

第4節 ぐ犯調査（第63条―第74条）

第5節 不良行為少年の補導（第75条―第77条）

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動（第78条―第80条）

第2節 福祉犯に係る活動（第81条・第82条）

第3節 要保護少年に係る活動（第83条―第85条）

第4節 児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動（第86条・第87条）

第5章 報告（第88条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（趣旨）

第1条 この要綱は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）に関し、その手続及び留意事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 少年警察活動に関しては、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）、少年法（昭和23年法律第168号）第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察

職員の職務等に関する規則」という。)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、少年、特定少年、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年、児童虐待を受けたと思われる児童、低年齢少年及び保護者とは、それぞれ規則第2条に規定する少年、特定少年、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年、児童虐待を受けたと思われる児童、低年齢少年及び保護者をいう。

なお、少年法及び規則における少年の定義は、20歳に満たない者をいうとされているが、特定少年(18歳及び19歳の者をいう。以下同じ。)については、保護事件等の特例が定められているほか、ぐ犯少年には該当しないことに留意すること。

2 この要綱において、少年育成支援官とは、規則第2条第13号に規定する少年補導職員をいい、この運用については、別に定めるものとする。

3 この要綱において、少年サポートセンターとは、規則第2条第14号に規定する少年サポートセンターをいい、この設置及び運用については、別に定めるものとする。

(少年警察活動の基本)

第3条 少年警察活動を行うに際しては、次の各号に掲げる事項を基本とする。

(1) 健全育成の精神

少年警察活動の目的である少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、少年の規範意識の向上及び立直りに資するよう配意するものとする。

規範意識の向上は、少年の非行の防止に不可欠な要素であり、立直りとは、非行少年及び不良行為少年が立ち直ることのみならず、被害少年がその精神的打撃から立ち直ることも含むものとする。

少年警察活動を行うに当たっては、少年が立ち直ってこそ少年の健全な育成という最大の目的が達成されることに留意するものとする。

少年警察活動に携わる者は、少年の健全な育成を期するため、人格の向上と識見の涵養かんように努め、少年及び保護者その他の関係者の信頼が得られるように努めるものとする。

(2) 少年の特性の理解

少年警察活動を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たるものとする。

少年は、心身共に成長期にあつて環境の影響を受けやすく、可塑性(少年が非行から立ち直る可能性を意味する。)に富むことなどを理解し、対応には十分配意するものとする。

(3) 処遇の個別化

少年警察活動を行うに当たっては、少年の性行及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明や犯罪被害等の状況の把握に努め、その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講ずるものとする。

個別の少年の特性に応じて最善の処遇を講ずること及びその前提として少年自身とその環境を深く洞察し問題点を把握する必要があることに留意するものとする。

(4) 秘密の保持

秘密の保持に留意し、少年その他の関係者のプライバシーに配慮するものとする。

非行少年に係る事件の捜査又は調査（以下「捜査・調査」という。）、不良行為少年の補導、少年相談等により知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。特に、少年の立直りを期する上では、少年その他の関係者に秘密の保持について不安を抱かせないことが重要であることから、これに配慮するものとする。

(5) 国際的動向への配慮

少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮するものとする。

児童の権利条約の採択、児童の商業的性的搾取に関する取組みが世界的に行われていることなどの動向を踏まえ、日本人が国外において敢行する児童買春事犯、インターネットを利用した児童ポルノ事犯等の積極的な取締り及び児童の性的搾取等の防止のための広報啓発を強力に推進するものとする。

(関係機関、ボランティア等との連携)

第4条 少年警察活動は、秋田県、市町村、教育委員会、学校、家庭裁判所、検察庁、児童相談所、福祉事務所その他の少年の健全な育成に関係する業務を行う機関との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

2 少年警察活動は、少年警察ボランティア、保護司その他の少年の健全な育成のための活動を行う団体等と連携し適切に行うものとする。

3 関係機関等との連携に際しては、警察から協力を求めるほか、相手方が主体となって実施する活動にも積極的に協力するものとする。

第2節 幹部の職務

(所属長の職務等)

第5条 所属長は、少年警察活動の重要性を認識し、その効果的な運営及び適正な実施を図るため、少年警察活動全般の指揮監督に当たるものとし、職員の合理的配置、装備資機材・施設の整備等部内の体制の確立を図るよう努め、少年警察部門とその他の警察部門との緊密な連絡を保たせるものとする。また、少年警察活動が全ての警察部門に関わる警察活動であることに鑑み、警察職員に対して適切かつ効果的な教養を実施するものとする。

所属長は、所属職員が行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。ただし、秋田県警察捜査指揮に関する訓令（平成8年秋田県警察本部訓令第11号。以下「指揮訓令」という。）その他の規定により警察本部長が直接指揮すべきこととされている事件、事案又は事項を除くものとする。

(1) 捜査主任官又は調査主任官を指名すること。

(2) 少年の被疑者、触法少年であると疑うに足る相当の理由のある者、ぐ犯少年と認められる者又は重要な参考人の呼出し並びに面接（捜査・調査の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。）の可否及び方法を決定すること。

(3) 強制措置及びその解除の可否を決定すること。

(4) 関係機関への送致若しくは送付又は通告（以下「送致等」という。）その他の措置を決定すること。

(5) 関係機関への送致等に際して付すべき処遇意見を決定すること。

- (6) 継続補導の要否を決定すること。
- (7) 被害少年の継続的な支援の要否を決定すること。
- (8) その他所属長が特に必要と認めること。

(各級幹部の職務)

第6条 少年警察活動について、所属の各級幹部は、部下職員に対して、次の各号に掲げる事項の指示を徹底するものとする。

- (1) 処遇の方針
- (2) 処遇の担当者
- (3) 強制措置及びその解除の時期、場所及び方法
- (4) 第5条第2号に規定する呼出し及び面接の要否、時期、場所及び方法

(少年保護対策室長の職務)

第7条 少年保護対策室長の職務は、専門的な知識及び技能を要する少年事件の捜査及び調査における指導並びに教養に当たるものとし、次の各号に掲げる事項とするほか、被害少年の保護に関する事務の掌理、専門的な知識及び技能を要する児童虐待事案の対応における指導及び教養に当たるものとする。

- (1) 犯罪少年事件（犯罪少年に係る事件をいう。以下同じ。）のうち要指導事件（公判又は少年審判において立証上の問題が生ずるおそれのある事件をいう。次号において同じ。）、警察本部長が指揮する事件及び触法少年事件（触法少年に係る事件をいう。以下同じ。）のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、生活安全部人身安全対策課（以下「人身安全対策課」という。）及び警察署生活安全課少年係（以下「少年警察部門」という。）の警察職員が捜査・調査を行うものについて、少年の特性に配意しつつ非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官、調査主任官その他の少年警察活動に従事する警察官に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査その他の適正な捜査・調査の遂行のために必要な指導を行うこと。
- (2) 犯罪少年事件のうち要指導事件、警察本部長が指揮する事件及び触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門以外の警察官が捜査・調査を行う事件について、当該事件の捜査・調査を行う部門の指導官等と密接な連絡を取り、当該指導官等により前号と同様の指導が的確に行われるよう助言すること。
- (3) 次条に定める少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者に対して、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査・調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

(少年事件選別主任者等)

第8条 警察本部長は、人身安全対策課の少年事件を担当する警部の階級にある警察官を少年事件選別主任者に指定するものとする。

- 2 警察署長（以下「署長」という。）は、生活安全課長を少年事件選別主任者に指定するものとする。
- 3 警察本部長は人身安全対策課の幹部のうちから、署長は生活安全課少年係の幹部のうちから、少年事件選別主任者を補助させるため、少年事件選別補助者を指定するものと

する。

4 所属長は、第5条第1号から第5号までに規定する事項について、自ら行う場合においては、措置の選別、処遇意見等の決定が少年の特性について十分踏まえたものとなるよう、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。また、少年の心理、生理その他の特性に鑑み配慮すべき事項等についても、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。ただし、交通法令違反又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。）に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法に規定する罪に該当する犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

第3節 早期発見及び報告

（早期発見）

第9条 非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童については、その非行の防止又は保護のため、街頭補導（規則第7条第1項に規定する街頭補導をいう。以下同じ。）及び少年相談活動を適切に実施し、警察の各部門間の連携や学校、児童相談所その他関係機関との連携により、これらを早期に発見するよう努めるものとする。

（報告）

第10条 警察職員は、非行少年又は児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年若しくは児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、次の各号に掲げる事項を所属長に報告するものとする。

- (1) 少年の氏名、年齢及び住居
- (2) 少年の職業及び勤務先又は在学する学校及び学年
- (3) 保護者の氏名、住居、職業及び少年との続柄
- (4) 事案を発見した経緯及び事案の概要
- (5) 発見者の講じた措置
- (6) その他必要と認められる事項

2 生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）以外の警察本部の所属長が前項の報告を受けたときは、当該報告に係る事項を人身安全対策課長に速やかに連絡するものとする。

第2章 一般的活動

第1節 街頭補導

（街頭補導の効果的实施）

第11条 街頭補導は、公園、道路その他公共の場所、駅、デパートその他多数の客が来集する施設又は風俗営業の営業所、深夜に営業する飲食店その他少年の非行が行われやすい場所若しくはカラオケボックス、コンビニエンスストアその他少年のたまり場となりやすい場所を重点とし、あらかじめ、日時、場所及び実施要領について計画を立て、効果的に実施するように努めるものとする。

2 街頭補導の実施に当たっては、必要に応じ、学校その他の関係機関、少年の健全な育成のための活動を行うボランティアその他の関係者と協力して行うように配慮するもの

とする。この場合においては、少年の年齢、性別、態度等に応じて、事情の聴取、注意、助言、指導等について警察職員が行うかボランティア等が行うかを適切に判断し、街頭補導の効果が上がるようにするものとする。

(街頭補導実施上の留意事項)

第12条 街頭補導に当たっては、警察手帳又は身分証明書を提示して自らの身分を明らかにし、その他相手方の権利を不当に害することのないよう注意して行うものとする。

2 少年から事情を聴取し、又は注意、助言、指導等を行う場合においては、人目に付かないように配慮するものとする。

3 公共の場所以外の施設等で街頭補導を行うときは、当該施設等の管理者の同意を得るものとする。

第2節 少年相談

(少年相談の取扱い)

第13条 少年相談を受けた場合においては、懇切を旨として、その内容に応じ、指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うとともに、その内容を所属長に報告するものとする。

2 少年相談は、原則として少年警察部門の警察職員において取り扱うものとし、それ以外の警察職員が少年相談を受けた場合には、少年警察部門の警察職員に引き継ぐものとする。ただし、当該相談を自ら処理することが適切であると認めた場合においては、所属長に報告し、少年警察部門の警察職員に連絡の上、自ら当該相談を処理することができるものとする。

3 前項の規定により、少年相談に係る事案を引き継ぐ場合は、相談者に対して引継先、連絡方法等必要な事項を説明するものとする。

(少年相談取扱い上の留意事項)

第14条 警察職員は、少年相談の取扱いに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 警察施設において行うほか、必要に応じて、関係者が気軽に出入りでき、又は落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮するものとする。

(2) 少年相談に関連して、少年警察活動の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、当該事案を処理する他の警察部門に引き継ぎ、又は他の関係機関を教示し、若しくは必要に応じてこれらに連絡するなど相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

第3節 継続補導

(継続補導の対象)

第15条 次の各号に掲げる少年について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者（特定少年にあつては本人）の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとする。ただし、次の第2号で送致又は通告した少年であっても、必要があると認められる場合は、継続補導できるものとする。

(1) 少年相談に係る少年

(2) 触法少年であつて少年法第6条の6第1項の規定により送致すべき者又は児童福祉

法（昭和22年法律第164号）第25条の規定により通告すべき者に該当しないもの

(3) 14歳未満のぐ犯少年であって児童福祉法第25条の規定により通告すべき者に該当しないもの

(4) 不良行為少年

（継続補導の取扱い）

第16条 継続補導は、原則として、少年育成支援官が実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、継続補導が必要な少年を発見した警察署又は当該少年の居住地を管轄する警察署の生活安全課少年係の警察官が実施することができるものとする。

3 前項の規定により継続補導を実施する場合には、少年育成支援官と緊密な連携を保ち、専門的な事項について指導を受けるものとする。

4 継続補導の取扱状況については、継続補導実施簿（別記様式第1号）に記録し、所属長に報告するものとする。

5 継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者（特定少年にあつては本人）の同意を得て、学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする。この場合において、当該少年に関与する者が多くなることから、少年のプライバシーの保護について十分に配慮するものとする。

第4節 少年の規範意識の向上等に資する活動

（少年の社会参加活動等）

第17条 広く少年の参加を得て行うボランティア活動等の社会奉仕体験活動、柔道、剣道等のスポーツ活動又は社会の一員としての意識の涵養に資するための体験活動（以下「少年の社会参加活動等」という。）の実施に当たっては、学校その他の関係機関、ボランティア、団体等と協力して行い、これらの者が実施する少年の健全な育成のための活動との適切な役割分担の下に行うものとする。

（実施上の留意事項）

第18条 少年の社会参加活動等の実施に当たっては、次の各号に掲げる警察業務の専門性を生かして、効果的に実施するものとする。

- (1) 少年の心理その他の特性に関する知見
- (2) 少年の非行を防止するための手法に関する知見
- (3) 柔道、剣道等の指導に関する能力
- (4) その他少年警察活動に関する知見及び警察職員の能力

第5節 情報発信

（情報発信）

第19条 少年警察活動については、少年の健全な育成に関する県民の理解を深めるため、少年の非行及び犯罪被害の実態並びに少年警察活動の状況に関する情報を積極的に発信するものとする。この場合においては、関係機関との協議会の開催、関係機関が開催する講習会等への協力その他の適切な方法により、少年警察活動に関する専門的な知見が関係機関等における少年の健全な育成のための活動に反映されるよう配慮するものとする。

（基礎資料の整備活用）

第20条 警察職員は、情報発信の前提として、また、少年の非行の防止と保護を図るための施策に資するため、常に、少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するものとする。

(少年の規範意識の啓発)

第21条 人身安全対策課長及び署長（以下「署長等」という。）は、少年、保護者その他の関係者を対象とする非行防止教室の開催、薬物乱用防止教室の開催その他の適切な方法により、少年の規範意識の啓発、少年の非行及び犯罪被害の防止に努めるものとする。この場合においては、必要に応じて、学校その他の関係機関、PTA、ボランティア等との協力の下に行うものとする。

第6節 有害環境の排除等

(有害環境の排除)

第22条 署長等は、規則第11条に規定する有害環境があることを知った場合においては、法令の特別の定めによるもののほか、当該有害環境について関係のある他の機関に適切な措置を講ずるよう連絡するなど少年に有害な影響の排除のため適切な措置を講ずるものとする。

2 署長等は、民間における有害環境の少年に対する影響を排除するために行われる自主的な広報啓発その他の地域における民間公益活動等について、その求めに応じ、必要な配慮を加えるものとする。

第3章 非行少年等についての活動

第1節 非行少年に関する通則

(捜査・調査に伴う措置)

第23条 非行少年については、当該少年に係る捜査・調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を講ずるものとする。

(捜査・調査を行う職員)

第24条 警察本部長又は署長等は、犯罪少年事件（犯罪少年に係る事件をいう。以下同じ）の捜査、触法少年事件の調査（以下「触法調査」という。）及びぐ犯少年事件（ぐ犯少年に係る事件をいう。以下同じ。）の調査（以下「ぐ犯調査」という。）について、少年の特性に配意しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことに鑑み、原則としてこれを少年警察部門の警察官に行わせるものとする。ただし、次の各号の一に該当する事件の捜査及び事案の調査については、この限りでない。

- (1) 20歳以上の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件
- (2) 少年法第20条第2項又は第62条第2項の規定により、原則として家庭裁判所から検察官に送致されることとなる犯罪少年事件
- (3) 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪又は死刑若しくは無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る犯罪少年事件
- (4) 事件の内容が複雑かつ重要であり、少年警察部門以外の部門に属する警察官に捜査させることが適当であると認められる犯罪少年事件
- (5) 交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る犯罪少年事件又は触法少年事件

- (6) 自動車運転死傷処罰法に規定する罪又は交通事故に係る刑法に規定する罪に該当する犯罪少年事件又は触法少年事件
- (7) 前各号に掲げるもののほか、所属長が少年警察部門以外の警察官に担当させることが適切であると認める事件

2 警察本部長又は署長等は、非行少年に係る事案の捜査・調査を少年警察部門以外の警察官に担当させる場合、少年事件選別主任者に対し、少年の特性に配慮した捜査・調査が行われるよう、捜査・調査の経過について常に把握させるほか、必要があると認めるときは、少年に対する面接を少年警察部門の警察官に行わせることについても配慮するとともに、次に掲げる必要な支援を行わせるものとする。

- (1) 少年の特性に配慮した捜査・調査のために必要な指導教養又は助言
- (2) 少年の面接又は質問の用に供するための適切な場所の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める支援
(年齢の確認)

第25条 警察職員は、非行少年に係る事件の捜査・調査に当たっては、刑法、少年法及び児童福祉法の適用に過誤のないようにするため、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認するものとする。

(捜査・調査上の留意事項)

第26条 警察職員は、非行少年と認められる少年に係る事件について捜査・調査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 関係機関への送致又は通告の措置を講ずるべきかどうかを決定し、非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立直りに資するために必要な限度にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。
- (2) 少年の保護者その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。
- (3) 先入観にとらわれ、推測することなく、正確な資料を収集すること。
- (4) 捜査・調査が著しく遅滞することは、少年の健全な育成を阻害するのみならず、被害者対策の観点からも適当でないことから、迅速な捜査・調査に努めること。

(関係機関との連絡)

第27条 犯罪少年事件の捜査を行うに当たって必要があるときは、家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡を密にしなければならない。この場合においては、警察本部長又は署長等の指揮の下に行うものとする。

2 触法調査及びぐ犯調査を行うに当たっては、必要に応じて、調査における少年の状態等所要の事項を連絡するなど、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしながら進めるものとする。

(新聞発表等の際の注意)

第28条 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し、新聞その他の報道機関等に発表を行うときは、所属長又は所属長が指定する者が当たるものとする。

2 犯罪少年事件については、当該少年の氏名、住居のほか、学校名、会社名等その者を推知させるような事項を新聞その他の報道機関等に発表してはならない。また、当該少年の写真を提供してはならない。ただし、特定少年のとき犯した罪に係る事件であって

当該罪により公訴を提起された者に係るもの(略式命令の請求がされたものを除く。)については、この限りでない。

- 3 触法少年事件については、その性質上、報道機関等への発表は、特に慎重に判断するものとする。

(面接上の留意事項)

第29条 非行少年と面接する場合においては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 面接の場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、相談室等の適当な場所とすること。
- (2) 面接の時刻は、できる限り、少年の授業中又は就業中若しくは夜間遅い時刻を避けるとともに、長時間にわたらないようにすること。
- (3) 面接に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
- (4) 面接に当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するよう努めること。
- (5) 面接を終えるに当たっては、少年及び保護者の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。

- 2 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法及び保護者の立会い等面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

(措置の選別及び処遇意見の決定)

第30条 署長は、非行少年に係る事件について、関係機関への送致等の措置を講ずるべきか、犯罪少年の送致を通常送致又は簡易送致(犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。)第214条の規定による送致をいう。以下同じ。)のいずれかによるべきか、送致等の措置を講ずる場合においてはいずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

- 2 非行少年に係る事件について関係機関への送致等(簡易送致を除く。)の措置を講ずる場合においては、最も適切と認められる処遇上の意見を付するものとする。
- 3 前2項の規定による措置の選別及び処遇上の意見の決定に当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合において、第3号に掲げる事項については、捜査・調査の結果から客観的に判断するものとする。

- (1) 事案の態様
- (2) 非行の原因及び動機
- (3) 当該少年の再非行のおそれ
- (4) 当該少年の保護者の実情、当該少年の非行の防止及び立直りに向けての保護者の方針及び意向
- (5) 関係機関、団体、ボランティアの意見等

- 4 通常送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種や被害の程度等の形式的な要件のみ

で判断することなく、犯罪の原因及び動機、犯罪少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断するものとする。

(送致等に関する留意事項)

第31条 非行少年に係る事件の関係機関への送致等に当たっては、必要に応じ、当該少年及びその保護者又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に対して、送致等の趣旨について説明するとともに、今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致等をする少年について、将来における非行のおそれ大きいと認められるときは、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置が講じられるように、送致先等の機関に対してその旨を連絡するものとする。

(少年事件処理簿)

第32条 署長等は、触法少年及びぐ犯少年の適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年事件処理簿（少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式を定める訓令」という。）別記様式第44号の少年事件処理簿をいう。以下同じ。）を備え、調査の指揮及び事件の送致等その他の事件の処理の経過を明らかにしておかなければならない。この場合においては特に第7条各号に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

2 少年事件処理簿は、これを作成した警察本部の所属及び警察署において、保管するものとする。

3 犯罪少年事件を送致し、又は送付したときは、規範第201条に定めるところによるものとする。

(少年カード)

第33条 警察職員は、捜査又は調査を行った非行少年（交通法令違反又は自動車運転死傷処罰法に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法に規定する罪に該当する非行少年を除く。）については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、警察庁情報管理システムの少年事件書類等作成業務（以下「少年事件書類等作成業務」という。）により少年カードを作成するものとし、当該少年の居住地を管轄する警察署（以下「居住地警察署」という。）において保管するものとする。

2 居住地警察署以外の所属において少年カードを作成した場合は、当該所属の長は、少年カードの原本を居住地警察署の署長に送付し、必要に応じその写しを保管するものとする。

3 前項の場合において、居住地警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、人身安全対策課を通じて当該居住地警察署に送付するものとする。

(非行少年に係る継続補導)

第34条 触法少年であって児童相談所に送致すべき者又は要保護児童（児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者をいう。以下同じ。）のいずれにも該当しない者若しくは低年齢少年たるぐ犯少年であって要保護児童に該当しない者については、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、継続補導を実施するものとする。

継続補導を行う場合には、第15条及び第16条に記載する事項に留意するものとする。

2 犯罪少年及び14歳以上のぐ犯少年については、警察において必要な捜査・調査を行い、

関係機関に送致等された後は、当該機関における措置に委ねられることとなるため、継続補導の対象とはならないことに留意するものとする。ただし、捜査・調査と並行して、本人又はその保護者への助言や学校等への連絡等の必要な措置は講ずることができるものとする。

第2節 犯罪少年事件の捜査

(犯罪少年事件捜査の基本及び強制措置等の制限)

第35条 犯罪少年事件の捜査については、規範第203条の規定に基づき、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たらなければならない。捜査に当たっては、規範第204条の規定に基づき、少年の特性を考慮し、特に他人の耳目に触れないようにし、言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情を傷つけないように努めなければならない。

2 少年の被疑者（以下この条、第36条、第37条（第5項を除く。）、第38条から第40条及び第43条において「少年」という。）については、できる限り逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。

3 逮捕、留置その他強制の措置を決定し、又はこれらの強制の措置を執行する場合には、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断すること。
- (2) 留置する場合には、少年法第49条第1項及び第3項の規定に基づき、20歳以上の者と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。ただし、少年法第20条第1項又は第62条第1項の規定に基づく検察官への逆送の決定があった特定少年の被疑事件の被疑者に対しては、当該事件に係る留置に限って、同法第49条第1項及び第3項の規定が適用されないことに留意すること。
- (3) 留置したときは、特定少年であるか否かにかかわらず、原則として速やかにその保護者等に連絡すること。
- (4) 強制の措置を執行する時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないようにすること。

(明らかにすべき事項)

第36条 犯罪少年事件の捜査に当たっては、少年の健全な育成のためには非行等の事実の存否及びその内容の解明が前提となることをよく認識し、規範第205条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項等について、調査しておかななければならない。

- (1) 事件の存否及び態様
- (2) 事件の動機及び原因
- (3) 少年の性格、経歴及び行状
- (4) 少年の教育程度、家庭、学校、職場の状況及び交友関係
- (5) 少年の居住地の環境
- (6) 少年の非行の防止及び立直りに協力することができると思われるボランティアの有無

(呼出し上の留意事項)

第37条 捜査のため少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状（規

範別記様式第7号の呼出状をいう。)の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達するものとする。

- 2 少年又は重要な参考人の呼出しについては、警察本部長又は署長等に報告し、その指揮を受けなければならない。
- 3 捜査のため少年を呼び出すときは、特定少年であるか否かにかかわらず、原則として当該少年の保護者等に連絡するものとする。(以下第38条第2項、第40条、第41条第1項の規定は、特定少年についても同様に適用する。)ただし、連絡することにより、保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがある場合、当該少年が虐待を受けるおそれがある場合、就業先を解雇されるおそれがある場合、逃亡又は証拠隠滅のおそれがある場合その他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。
- 4 捜査のため少年を呼び出す場合においては、呼出しを受ける者の心情を理解するとともに、次の各号に掲げる事項に配慮し、当該少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。
 - (1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。
 - (2) 少年の授業中又は就業中に呼び出すことは、できる限り避けること。
 - (3) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことなど当該少年が警察から呼び出されたことが周囲の者に容易に分かるようなことは、できる限り避けること。
 - (4) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、警察職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。
 - (5) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者等の同行を依頼するなど、協力と信頼を得られるように努めること。
- 5 捜査のため被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においても、前項各号に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる精神的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。
- 6 捜査のために少年の保護者等を呼び出す場合においては、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。
- 7 少年その他の関係者に対して任意出頭を求める場合には、呼出簿(規範別記様式第8号に規定する呼出簿をいう。)に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

(取調べ上の留意事項)

第38条 少年の取調べを行う場合の留意事項については、規範第204条の規定に留意するほか、第29条第1項各号の規定によるものとする。

- 2 少年の取調べを行う場合において、規範第207条の規定により保護者等に連絡をしたものの、連絡がとれなかった場合には、事後においてその旨を説明するものとする。

(立会い上の留意事項)

第39条 少年の取調べを行う場合においては、当該少年に無用の緊張を与えることを避けるとともに、事件の真相解明のための協力や事後の効果的な指導育成に資するよう、保護者その他適切な者を立ち合わせることに留意するものとする。ただし、各個別事案に

即してやむを得ない事情があるときは、この限りでない。その他適切な者については、少年の在学する学校の教員や少年を雇用する雇用主等であり、あくまで少年の保護及び監護の観点から個別に判断するものとする。

(指紋の採取等)

第40条 少年の指紋及び掌紋の採取並びに写真の撮影は、身柄の拘束を受けていない少年については、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合において、本人の承諾を得たときに限り行うものとする。あわせて、当該少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配慮するものとし、やむを得ない場合を除き保護者等の立会いを得るものとする。

なお、少年が16歳未満であるときは、保護者の承諾を求めるものとする。

(親告罪等に関する措置)

第41条 親告罪である少年の犯罪について、被害者その他告訴することができる者（以下この条において「被害者等」という。）が告訴をしないことが明らかになった場合においても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年事件として関係機関に送致することを考慮して所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の場合においては、みだりに被害者等と呼び出すなど被害者等の心情に反する措置を講ずることを避けるものとする。

3 少年の親告罪である犯罪で告訴のないものについて、当該少年に係る事件を送致する場合には、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう当該機関に連絡するものとする。

4 少年が、親族であるため刑が免除される罪又は請求を待つて論ずる罪を犯した場合についても、前各項の規定の例によるものとする。

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第42条 犯罪少年事件の捜査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと思われる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等を行い、次の各号のいずれかの措置を講ずるものとする。

(1) 所有者その他の権利者に返還させること。

(2) 保護者等に預けさせること。

(3) 当該少年に廃棄させること。

2 前項各号の措置を講ずる場合には、受領書（別記様式第2号）を徴するなど、措置のてん末を明らかにするものとする。

(余罪の捜査)

第43条 少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該少年の内省を促し、その立直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資するように配慮するものとする。また、余罪の捜査が遅延すれば、既に送致した事件に係る審判が終了した後に余罪の取調べを行う等少年の立ち直りを妨げることにもつながることから、余罪の捜査は、迅速的確に行わなければならない。

第3節 触法調査

(触法調査の基本及び触法調査を行うことができる警察職員)

第44条 触法調査の基本は、規則第15条の規定による。少年の適正な処遇を図るためには、非行事実を解明することが前提であり、個々の触法調査においては、低年齢少年の特性に配慮しつつ、捜査、差押え等の権限を適正に行使し、非行事実の解明等を的確に行わなければならない。

2 警察職員の職務等に関する規則第1条の規定に基づく警察職員の指定は、警察本部長が指定書（別記様式第3号）を交付して指定するものとする。

（調査すべき事項）

第45条 触法調査においては、規則第16条に規定するもののほか、当該少年の非行の防止及び立直りに協力することができると思われるボランティアの有無について、明らかにするものとする。

2 触法調査においては、前項に掲げる事項について調査を進め、事案の真相を明らかにするように努めるものとする。その際には、家庭裁判所、児童相談所等の関係機関との連携のほか、当該少年、保護者又は関係者のプライバシーに配慮しながら進めるものとする。

（調査指揮）

第46条 触法調査及び第4節に規定するぐ犯調査の指揮については、別に定めるものとする。

（調査主任官）

第47条 警察本部長又は署長が、適正な管理及び任務分担の下、組織的かつ効果的に調査を進めるためには、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、調査方針の確立、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行わせるため個々の触法調査につき、調査主任官を指名するものとする。

規則第18条第1項の規定に基づき調査主任官を指名した場合は、調査主任官指名簿（別記様式第4号）を備え付け、指名の年月日、事件名及び処理結果について記載するものとする。

2 調査主任官は、当該事件の調査の状況を詳細に把握するとともに、低年齢少年の特性に対する深い理解をもって、同条第2項各号に掲げる職務を行うものとする。

なお、調査主任官が交代する場合については、同条第4項の規定によるものとする。

（付添人の選任）

第48条 触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者（以下この条から第51条まで、第53条、第56条、第57条及び第61条の規定において「少年」という。）又は保護者に対しては、少年法第6条の3に規定する付添人に関する制度について分かりやすく説明するほか、必要に応じて関係機関・団体についての紹介、助言等を行うことに配慮するものとする。

2 規則第19条の規定に基づき付添人選任届が弁護士である付添人本人から差し出された場合には、当該付添人が適法に選任されていること及び当該選任届の差出しについて、少年又はその保護者から委任されていることを確認したときは、当該選任届を受理するものとする。

3 付添人選任届を受理した者は、当該事件の調査に従事している警察官に対し、当該選任届を引き継ぐものとする。

(呼出し上の留意事項)

第49条 第37条第1項から6項までの規定は、少年、保護者又は参考人を触法調査のために呼び出す場合において準用する。この場合において、同条第1項、第3項、第4項、第5項及び第6項中の「捜査のため」は「触法調査のため」と、同条第1項中の「呼出状(規範別記様式第7号の呼出状をいう。)」は「呼出状(様式を定める訓令別記様式第39号の呼出状をいう。)」と、第3項中の「保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがある場合、当該少年が虐待を受けるおそれがある場合、就業先を解雇されるおそれがある場合」は「当該少年が虐待を受けるおそれがある場合」と、「証拠隠滅のおそれがある場合」は「証拠隠滅のおそれが著しいとき」と、第4項中の「学校又は職場」は「学校」と、「授業中又は就業中」は「授業中」と読み替えるものとする。

2 触法調査のため少年を呼び出すに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、少年の心身に与える影響に配慮し、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出すことを避けるものとする。

3 少年、保護者又は参考人を呼び出す場合には、呼出簿(様式を定める訓令別記様式第40号の呼出簿をいう。)に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにするものとする。

(質問上の留意事項)

第50条 触法調査のため少年に質問するに当たっては、原則として当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上著しく不適切であるときは、この限りでない。この趣旨は、第37条第3項及び第49条第1項に定めるとおりである。

2 少年に質問をする場合において、規則第20条第2項の規定により保護者等に連絡をしたものの、連絡がとれなかった場合には、事後においてその旨を説明するものとする。

3 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、少年の心身に与える影響に配慮し、やむを得ない場合を除き、夜間に質問することを避けるほか、第29条第1項各号の規定を準用するものとする。この場合において、同条第1項第2号中の「授業中若しくは就業中」は「授業中」と読み替えるものとする。

(立会い上の留意事項)

第51条 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いに配慮するものとする。

適切と認められる者については、少年の同居の親族、少年の在学する学校の教員、少年を一時保護中の児童相談所の職員、弁護士である付添人等が対象となり得るが、適切と認められるかどうかについては、当該少年の保護又は監護の観点から個別に判断するものとする。

その上で、立会いをさせるかどうかは、特に当該少年が低年齢少年である場合はその特性にも配慮しつつ、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するとの趣旨に合致するかどうかという観

点から、個別の事案に即して判断するものとする。

(捜査手続との区別)

第52条 低年齢少年の刑罰法令に触れる行為については、刑法上犯罪が成立せず、当該少年の当該行為につき逮捕及び捜査としての搜索、差押え若しくは検証を行い、又は当該少年を被疑者として取調べを行うなど、捜査の手続によってその事件を取り扱うことはできないが、触法少年事件であると断定できない段階では、事案の真相を明らかにするための捜査を尽くすものとする。特に、殺人、強盗等の重要な事件については、明らかに低年齢少年による行為と認められる場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

(強制の措置)

第53条 触法調査に係る搜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求については、規則第21条の規定によるものとする。

- 2 触法調査においては、できる限り、強制の措置を避けるものとする。強制の措置を決定する場合には、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配意し、少年の心情を傷つけることのないよう配意するものとする。
- 3 令状の請求をしたときは、令状請求簿（様式を定める訓令別記様式第45号の令状請求簿をいう。）により、請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

(強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置)

第54条 逮捕した少年の行為が14歳未満のときのものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。

- 2 前項の規定により、身柄を釈放する場合においては、逮捕手続書及び弁解録取書を作成し、逮捕手続の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくとともに、逮捕手続書に、既に釈放した旨を記載するものとする。特に、緊急逮捕した場合には、釈放した後であっても、規範第120条第3項の規定により逮捕状を請求しなければならない。
- 3 搜索等により証拠品を差し押さえた後、触法少年事件であることが判明した場合には、直ちに証拠品の還付手続を開始しなければならない。
還付手続中又は還付した物件を引き続き必要とする場合は、前条の規定により措置するものとする。
- 4 被疑者の年齢が判明しなかったため既にその事件について逮捕状若しくは鑑定留置状又は捜査のための搜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状若しくは鑑定処分許可状の発付を得ている場合、捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。
- 5 前項に規定する場合において、触法調査のための搜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は関係処分許可状の発付を受ける必要があるときは、改めて当該令状を請求するものとする。

(関係書類の作成)

第55条 触法調査のために作成する関係書類の様式については、警察職員の職務等に関す

る規則第3条に定める調査概要結果通知書のほか、様式を定める訓令の定めるところによるものとする。

2 前項に掲げるもののほか、少年法第6条の6第1項各号に掲げる触法少年事件に該当しないときは、触法・ぐ犯少年事件調査報告書（別記様式第5号）を作成することができるものとする。

3 少年の申述書（様式を定める訓令別記様式第3号の申述書をいう。）その他の関係書類を作成するに当たっては、当該少年に対し、当該書類の記載内容等について分かりやすく説明するとともに、記載内容の変更等を申し立てる機会を十分に与えなければならないものとする。

（触法少年事件の送致又は通告）

第56条 触法調査の過程において、少年が要保護児童であり、直ちに児童相談所に通告する必要があると認められたときは、児童通告書（様式を定める訓令別記様式第37号の児童通告書をいう。以下同じ。）により通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、第83条に定めるところと同様に、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書（様式を定める訓令別記様式第37条の2の児童通告通知書をいう。以下同じ）を事後に送付することとしても差し支えない。

2 触法調査の結果、当該事件を児童相談所長に送致する場合は、規則第22条（同条第1項第2号を除く。）、第23条及び第24条の規定により行うものとする。

3 触法調査の結果、当該事件を児童相談所に通告する場合は、活動規則第22条（同条第1項第1号を除く。）及び警察職員の職務等に関する規則第3条の規定により行うものとする。

4 事件の送致又は通告に当たっては、家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしながら、これを進めなければならないものとする。

（一時保護）

第57条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合には、次の事項に留意するものとする。

(1) 保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵をかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広がるよう配慮すること。ただし、一時保護に留置施設の部屋を使用してはならない。

(2) 少年が負傷し、自殺し、又は保護から逃れることがないように注意するとともに、少年が火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意すること。

(3) 速やかにその保護者に一時保護した旨を連絡すること。ただし、児童虐待を受けた児童を一時保護した場合において、児童虐待の防止等に関する法律第12条第3項の規定により、児童相談所長が当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととしたときは、この限りではない。

（所持物件の措置）

第58条 触法少年事件の証拠物並びに少年法第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件については、同法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき措置することができる。

2 触法少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該少年が所持する物件を、他の被疑者に関する捜査上の手続により押収することができるものとする。

(還付公告)

第59条 触法少年事件に係る押収物のうち、押収物の還付を受けるべき者の所在が判らないため、又はその他の事由によってその物を還付することができない場合は、警察職員の職務等に関する規則第2条の規定により、還付公告するものとする。

(県に帰属した物件の取扱い)

第60条 署長は、触法少年事件に係る押収物の所有権が第58条第1項の規定により県に帰属したときは、県帰属押収物件引継書(別記様式第6号)により引き継ぐものとする。この場合においては、押収物件県帰属調書(別記様式第7号)を添付しなければならない。

2 署長は、前項の規定により引き継ぎを受けた物件を県の歳入として納入するときは、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)の定めるところにより行うものとする。

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第61条 第58条に規定するもののほか、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を触法少年が所持していることを発見したときは、第42条に定めるところにより措置するものとする。

(指導教養及び準用規定)

第62条 警察本部長及び署長(以下「警察本部長等」という。)は、規則第25条に規定する指導教養を定期的に行い、その調査能力の向上及び指導教養の充実強化を図るため、当該指導教養を実施する警察官等の専門性の向上、教養資料の整備及び活用、学識経験者等による講義の実施等に努めるものとする。

2 触法調査の方法や調査に当たっての留意事項には、刑事事件の捜査と共通する部分も存することから、規則第3章第2節に規定するもののほか、その性質に反しない限り、規範第11章の例によるものとし、規範第202条の規定により、同章以外の取調べの心構え、関係者及び被害者等に対する配慮に係る部分についても、その性質に反しない限り準用するものとする。

第4節 ぐ犯調査

(ぐ犯調査の基本及び調査を行うことができる警察職員)

第63条 ぐ犯調査の基本は、規則第27条の規定による。低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

2 警察職員の職務等に関する規則第1条の規定により警察本部長が指定した警察職員は、上司である警察官の命を受け、ぐ犯調査を行うものとする。

(調査すべき事項)

第64条 ぐ犯調査においては、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、その調査すべき事項及び留意事項は、第45条の規定を準用するものとする。この場合において、第45条中「規則第16条」とあるのは「規則第29条」と読み替えるものとする。

(調査主任官)

第65条 警察本部長又は署長等は、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行わせるため、個々のぐ犯調査につき、調査主任官を指名するものとする。規則第30条第1項の規定に基づき調査主任官を指名した場合は、調査主任官指名簿(別記様式第8号)を備え付け、指名の年月日、事件名及び処理結果について記載するものとする。

2 調査主任官は、事件の調査の状況を詳細に把握するとともに、少年の特性に対する深い理解をもって、職務に当たるものとする。

なお、調査主任官が交代する場合については、規則第30条第2項の規定によるものとする。

(呼出し上の留意事項)

第66条 第37条第1項から6項及び第49条第3項の規定は、ぐ犯少年と認められる者(以下第67条、第68条、第70条から第72条までの規定において「少年」という。)、保護者又は参考人をぐ犯調査のため呼び出す場合について準用する。この場合において、第37条第1項、第3項、第4項、第5項及び第6項中の「捜査のため」は「ぐ犯調査のため」と、同条第1項中の「呼出状(規範別記様式第7号の呼出し状をいう。)」は「呼出状(様式を定める訓令別記様式第39号の呼出状をいう。)」と読み替えるものとする。

2 第49条第1項及び第2項の規定は、前項の規定にかかわらず、低年齢少年をぐ犯調査のため呼び出す場合において準用する。この場合において、「触法調査のため」は「ぐ犯調査のため」と読み替えるものとする。

(質問上の留意事項)

第67条 第38条の規定は、14歳以上の少年に質問する場合について準用する。この場合において、「少年の取調べ」は「ぐ犯調査」と読み替えるものとする。

2 第50条の規定は、低年齢少年である少年に質問する場合について準用する。この場合において「触法調査」は「ぐ犯調査」と読み替えるものとする。

(立会い上の留意事項)

第68条 第39条の規定は、14歳以上の少年に質問する場合について準用する。この場合において、「少年の取調べ」は「ぐ犯調査」と読み替えるものとする。

2 第51条の規定は、低年齢少年である少年に質問する場合について準用する。

(ぐ犯少年事件の送致又は通告)

第69条 ぐ犯調査の過程において、少年が要保護児童であると認められたときは、児童通告書により通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、第83条に定めるところと同様に、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書を事後に送付することとしても差し支えない。

ぐ犯調査の結果、ぐ犯少年事件を送致し、通告する場合については、規則第33条の規定によるものとする。

事件の送致又は通告に当たっては、家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならないものとする。

(少年についての緊急措置)

第70条 家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年が緊急に保護しなければな

らない状態にあつて、その補導上必要があると認められる場合においては、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

2 少年に対して少年法第13条第2項の規定により同行状を執行した場合において、警察署に留め置く必要があるときは、一時保護に準じて取り扱うものとし、第57条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(一時保護に係る留意事項)

第71条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合においても、第57条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第72条 第42条の規定は、警察職員がぐ犯調査に当たって、非行の防止上所持させておくことが適当でないとして認められる物件を少年が所持していることを発見した場合について準用する。

(関係書類の作成)

第73条 ぐ犯調査のために作成する関係書類の様式については、調査概要結果通知書及び様式を定める訓令等に定めるところによるほか、受領書(第42条のほか、被害者その他権利者に物件を返還する場合)、預り書(別記様式第9号)及び任意差出書(別記様式第10号)とする。

2 前項に掲げるもののほか、事件の内容により、触法・ぐ犯少年事件調査報告書を作成することができるものとする。

(指導教養)

第74条 警察本部長等は、規則第34条に規定する指導教養を定期的に行い、その調査能力の向上に指導教養の充実強化を図るため、当該指導教養を実施する警察官等の専門性の向上、教養資料の整備・活用、学識経験者等による講義の実施等に努めるものとする。

第5節 不良行為少年の補導

(少年補導票の作成及び報告)

第75条 警察職員は、不良行為少年を発見した場合において、活動規則第14条第1項に規定する保護者又は当該関係者への連絡を行うことが必要であると認めるときは、少年事件書類等作成業務により少年補導票を作成し、署長等に報告するものとする。

(少年補導票の保管)

第76条 少年補導票の保管については、居住地警察署において保管するものとする。

(呼出し及び面接上の留意事項)

第77条 第37条第1項、第3項、第4項、第6項、7項及び第49条第3項の規定は、不良行為少年を警察施設に呼び出す場合において準用する。この場合において、第37条第1項、第3項及び第4項中の「捜査のため」及び同条第6項中の「捜査のために」は「不良行為」と、第37条第1項中の「保護者又は参考人」は「又は当該少年の保護者」と読み替えるものとする。

2 第29条第1項の規定は、不良行為少年と面接する場合について準用する。この場合において、「非行少年」は「不良行為少年」と読み替えるものとする。

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動

(被害少年に対する支援)

第78条 被害少年については、現場における適切な助言、関係機関の紹介、再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導を行う等必要な支援を実施するものとする。

2 被害少年に対する支援に当たっては、必要に応じて、警務部警務課被害者支援室及び警察署警務課被害者支援係と連携して実施するものとする。

(被害少年に対する継続的な支援)

第79条 前条に定めるもののほか、被害少年について、その精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認められるときは、保護者(特定少年にあつては本人)の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言その他の継続的な支援を実施するものとする。この場合において、その実施状況等について、被害少年サポート実施簿(別記様式第11号)に記録し、署長等に報告するものとする。

2 前項のうち、被害少年の精神的打撃の軽減に資するための支援を行う場合にあつては、被害少年カウンセリングアドバイザー等専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意するものとする。

3 第16条第5項の規定は、被害少年に対する継続的な支援について準用する。

(報道上の留意事項)

第80条 少年が被害者である事件について、新聞その他の報道機関等に発表を行うときは、被害少年のプライバシーに十分に配慮するものとする。

第2節 福祉犯に係る活動

(福祉犯の取締り)

第81条 警察職員は、福祉犯事件を認知した場合には、時機を失することなく、捜査を行うものとする。

2 警察本部長又は署長は、少年警察部門以外の警察官が行う福祉犯事件の捜査についても、少年警察部門の警察官が捜査・調査している事件と密接な関係がある場合等においては、必要に応じて、少年警察部門の警察官に捜査させるよう配慮するものとする。

(福祉犯の被害少年の保護等)

第82条 福祉犯の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査、第78条及び第79条に規定する支援のほか、当該少年が再び被害に遭うことを防止するため、保護者、学校関係者その他の関係者に配慮を求めるものとする。

2 署長等は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められるときは、関係行政機関に対して連絡し、関係者による再発防止のための取組みを促し、又は地域住民に対する広報啓発を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

第3節 要保護少年に係る活動

(要保護少年の通告等)

第83条 18歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認められるときは、児童福祉法第25条の規定により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。

口頭による通告については、電話等を含むものとし、児童福祉法第25条第1項の規定による通告であることを告げ、児童通告書の記載事項を確実に伝達するとともに、時機

を失することなく、児童通告通知書を当該児童相談所に送付するものとする。

- 2 通告を行わない要保護少年についても、その保護者に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置を講ずるものとする。

(要保護少年の一時保護)

第84条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて要保護少年を一時保護する場合においては、第57条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(少年事案処理簿の作成)

第85条 児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年事案処理簿（別記様式第12号）に事案の処理の状況を記載するものとする。

次条の児童虐待を受けたと思われる児童についても、通告が必要と認められた場合には、事案の認知状況、児童の安全確認や身体確認結果等少年事案処理簿に処理状況を記録するものとする。

第4節 児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動

(児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応)

第86条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。また、児童虐待を受けたと思われる児童に係る口頭による通告及び児童通告書並びに児童通告通知書の送付の要領については、第83条の例によるものとする。

なお、児童虐待の事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童虐待を受けたと思われる場合には、児童の早期保護のため、幅広く児童相談所に通告するものとする。

- 2 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童虐待を受けたと思われる児童を一時保護する場合においても、第57条に掲げる事項に留意するものとする。
- 3 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するほか、児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定による援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を講ずるものとする。

児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図るとともに、被害児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査と被害児童等の心情や特性に配慮した聴取、被害児童に対するカウンセリング等の支援、人身安全対策課への情報の集約を行い、組織としての的確に対応するものとする。また、再発を防止するために保護者に対する助言、学校への連絡等必要な措置を講ずるものとする。

(情報の集約及び連携)

第87条 少年警察部門以外の警察職員が、児童虐待に関する情報を入手した場合は、速やかに当該情報を少年警察部門の警察職員に報告するものとする。ただし、児童虐待を受けた児童等の安全確保上、急速を要する場合においては、自ら当該事案に対処し、報告を受けて臨場した少年警察部門の警察職員と連携して処理するものとする。

なお、悪質・危険性の高い児童虐待事案は、事件化による加害者の隔離が重要であるため、事案対処にあつては、認知当初から刑事部門の警察職員と連携し、被害児童の安全確保に留意するものとする。

第5章 報告

(少年事案及び児童虐待事案の報告)

第88条 署長は、次の各号に掲げる少年事案が発生したときは、遅滞なく、人身安全対策課長に報告し、その捜査・調査結果については、少年事案報告書（別記様式第13号）により人身安全対策課長を経由の上、警察本部長に報告するものとする。ただし、対象事案該当性については、相応の捜査・調査を経てから判断されるものであることから、各種事案認知時点での報告を励行するものとする。

(1) 特異・重大な少年事件等

- イ 少年の被疑者により被害者が死亡、又は重体であるもの
- ロ 少年が人を殺傷する連続犯罪、放火、強盗等
- ハ 少年グループによる集団的犯罪事案
- ニ 重大な校内暴力事案

(2) いじめに起因する重大事案

- イ 少年の自殺がいじめに起因する疑いのあるもの
- ロ 事件化の必要性が認められるもの

(3) 少年の自殺事案

- イ 少年が死亡したもの
- ロ 事件性の疑いがあるもの
- ハ 紛議に発展することが予想されるもの

(4) 特異・重大な福祉犯

(5) その他社会的反響が大きいことが見込まれる事案

2 署長は、児童虐待事案の取扱いがあつた場合には、第86条、第87条に規定する措置を講じ、別途定められた報告のほか、その経過及び結果について、児童虐待事案報告書（別記様式第14号）により、人身安全対策課長に報告するものとする。

なお、次の各号に掲げる児童虐待事案が発生したときは、前項に準じて人身安全対策課長に報告するものとする。

- (1) 被害児童が死亡したもの
- (2) 被害児童が重体であるもの
- (3) 無理心中の疑いがあるもの
- (4) 保護者を殺人罪等で逮捕（予定を含む）したもの

附 則

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日本部訓令第9号）

この訓令は、令和5年3月10日から施行する。

附 則（令和5年8月9日本部訓令第27号）

この訓令は、令和5年8月9日から施行する。